

様式 1

事業報告書
(自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 3 1 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 秋津会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☒ その他③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 鹿児島県鹿屋市打馬 1 丁目 1 1 2 4 8 番地 1

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 1 0 年 8 月 2 6 日

(4) 設立登記年月日 平成 1 0 年 9 月 1 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考

注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 7 条第 1 項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 9 条の 4 参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード	開設場所	許可病床数
病院	徳田脳神経外科病院	4610311443	鹿児島県鹿屋市打馬1丁目11248番地1	一般病床 30床 療養病床 40床 [医療保険 床] [介護保険 床] 精神病床 床 感染症病床 床 結核病床 床
診療所	なし		なし	一般病床 床 療養病床 床 [医療保険 床] [介護保険 床]
介護老人保健施設	なし		なし	入所定員 名 通所定員 名

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。

3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
居宅介護支援事業	鹿児島県鹿屋市打馬1丁目11248番地1	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
なし	なし	

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和6年 5月20日 令和5年度決算の決定
" 令和6年度の理事及び監事の報酬限度額の決定
令和7年 3月25日 令和7年度収支予算案及び借入金額限度額の承認

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

なし

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

なし

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

なし

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

なし

(9) その他

なし

様式 2

法人名 医療法人 秋津会
所在地 鹿児島県鹿屋市打馬 1 丁目11248番地1

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和 7年 3月31日現在)

1. 資 産 額	4, 198, 510 千円
2. 負 債 額	1, 677, 102 千円
3. 純 資 産 額	2, 521, 408 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	1, 068, 491
B 固 定 資 産	3, 130, 018
C 資 産 合 計 (A + B)	4, 198, 510
D 負 債 合 計	1, 677, 102
E 純 資 産 (C - D)	2, 521, 408

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 3 - 1

法人名 医療法人 秋津会

所在地 鹿児島県鹿屋市打馬 1 丁目11248番地1

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

貸 借 対 照 表
(令和 7年 3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	1,068,491	I 流動負債	98,941
現金及び預金	793,303	買掛金	15,436
事業未収金	237,048	未払金	62,852
たな卸資産	12,352	未払法人税等	202
前払費用	1,562	未払消費税等	777
その他の流動資産	24,224	預り金	19,666
II 固定資産	3,130,018	その他の流動負債	5
1 有形固定資産	2,527,260	II 固定負債	1,578,160
建物	1,988,280	長期借入金	1,574,640
構築物	113,537	その他の固定負債	3,520
その他の器械備品	58,573	負債合計	1,677,102
土地	362,138	純資産の部	
その他の有形固定資産	4,730	科 目	金 額
2 無形固定資産	667	I 出資金	96,000
ソフトウェア	210	II 積立金	2,425,408
その他の無形固定資産	457	繰越利益積立金	2,425,408
3 その他の資産	602,090	III 評価・換算差額等	0
長期前払費用	595,611	純資産合計	2,521,408
その他の固定資産	6,478	負債・純資産合計	4,198,510
資産合計	4,198,510		

法人名 医療法人 秋津会
所在地 鹿児島県鹿屋市打馬 1 丁目11248番地1

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和 6年 4月 1日 至 令和 7年 3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		1,657,596
2 事業費用		
(1)事業費	1,627,729	
(2)本部費	0	1,627,729
本来業務事業利益		29,866
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		16,268
2 事業費用		15,018
附帯業務事業利益		1,249
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		0
事業利益		31,116
II 事業外収益		
受取利息	165	
その他の事業外収益	70,385	70,550
III 事業外費用		
支払利息	6,437	
その他の事業外費用	5,823	12,260
経常利益		89,406
IV 特別利益		
固定資産売却益	0	
その他の特別利益	0	0
V 特別損失		
固定資産売却損	0	
その他の特別損失	163,175	163,175
税引前当期純損失		73,769
法人税・住民税及び事業税	202	
法人税等調整額	0	202
当期純損失		73,971

様式 5

法人名 医療法人 秋津会
所在地 鹿児島県鹿屋市打馬1丁目11248番地1

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産総額 (千円)	事業の内容	関係事業者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 秋津会
理事長 徳田 元 殿

私は、医療法人 秋津会の令和 6 会計年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 7 年 5 月 2 0 日

医療法人 秋津会

監事 蒲生 栄一